三　事業費上昇事業適応の実施に当たって当該事業費上昇事業適応のための措置の用に供する工場又は事業場（地域経済牽引事業促進法第十三条第三項第三号に規定する地域経済牽引事業用工場等に相当するものに限る。以下この号、第七項第二号及び第二十一条の二十三の五第二項において同じ。）が同項の規定の適用を受ける場合には、その旨及び当該措置の用に供する工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮に関する事項

四　事業費上昇事業適応の実施に当たって当該事業費上昇事業適応のための措置の用に供する情報処理施設（地域経済牽引事業促進法第四条第二項第九号に規定する地域経済牽引事業用情報処理施設に相当するものに限る。以下この条及び第二十一条の二十三の五第三項において同じ。）が同項の規定の適用を受ける場合には、その旨及び当該措置の用に供する情報処理施設に対する工業用水道事業者（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項に規定する工業用水道事業者をいう。第十一項及び第二十一条の二十三の五第三項において同じ。）による水の供給の見込みに関する事項

5　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その事業費上昇事業適応計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　実施指針（当該事業費上昇事業適応計画に係る事業が属する分野について第二十一条の二十一第一項の規定により事業分野別実施指針が定められている場合にあっては、実施指針及び当該事業分野別実施指針）に照らし適切なものであること。

二　当該事業費上昇事業適応計画に係る事業費上昇事業適応が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三　当該事業費上昇事業適応計画に係る事業費上昇事業適応による生産性の向上又は需要の開拓が、当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。

6　主務大臣は、促進区域（地域経済牽引事業促進法第四条第二項第一号に規定する促進区域をいう。以下この項において同じ。）において実施される事業費上昇事業適応に関する事業費上昇事業適応計画について第一項の認定をするため必要があると認めるときは、当該促進区域に係る同意基本計画（地域経済牽引事業促進法第六条に規定する同意基本計画をいう。第八項において同じ。）を作成した市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県に対し、当該促進区域における工場用地の確保の状況その他の産業基盤の整備に関する情報の提供を求めることができる。

7　主務大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、事業費上昇事業適応計画に次の各号に掲げる事項の記載があるときは、当該事業費上昇事業適応計画（当該各号に掲げる事項に係る部分に限る。）について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。

一　第四項第二号に掲げる事項　同号の土地の所在地の都道府県知事

二　第四項第三号に掲げる事項　同号の工場又は事業場の所在地の都道府県知事

三　第四項第四号に掲げる事項　同号の情報処理施設の所在地の都道府県知事

8　都道府県知事は、次の各号に掲げる事項の記載がある事業費上昇事業適応計画についての協議があった場合において、当該事業費上昇事業適応計画（当該各号に掲げる事項に係る部分に限る。）が、同意基本計画のうちそれぞれ当該各号に定める事項に係る部分に適合すると認めるときは、その同意をするものとする。

一　第四項第二号に掲げる事項　地域経済牽引事業促進法第四条第二項第三号及び第七号に掲げる事項

二　第四項第三号に掲げる事項　地域経済牽引事業促進法第四条第二項第三号及び第八号に掲げる事項

三　第四項第四号に掲げる事項　地域経済牽引事業促進法第四条第二項第三号及び第九号に掲げる事項

9　都道府県知事は、前項の同意をしようとする場合において、事業費上昇事業適応計画に第四項第三号に掲げる事項の記載があるときは、当該事業費上昇事業適応計画（同号に係る部分に限る。）について、あらかじめ、当該事項に関係する重点促進市町村（地域経済牽引事業促進法第九条第一項に規定する重点促進市町村をいう。）の長に協議し、その同意を得なければならない。

10　主務大臣は、第一項の認定をしたとき（当該認定に係る事業費上昇事業適応計画に第四項第二号に掲げる事項の記載がある場合に限る。）は、次条第一項に規定する認定事業費上昇事業適応事業者が当該認定に係る事業費上昇事業適応計画（同号に係る部分に限る。）に従って行う事業費上昇事業適応のための措置（第二十一条の二十三の五第一項において「地域経済牽引事業用地整備に係る認定事業費上昇事業適応措置」という。）に係る土地の所在地の都道府県知事に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

11　主務大臣は、第一項の認定をしたとき（当該認定に係る事業費上昇事業適応計画に第四項第四号に掲げる事項の記載がある場合に限る。）は、当該認定に係る事業費上昇事業適応計画における情報処理施設の所在地をその給水区域（工業用水道事業法第四条第一項第二号に規定する給水区域をいう。）に含む工業用水道事業者に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

12　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る事業費上昇事業適応計画の内容を公表するものとする。

第二十一条の二十三の二の次に次の四条を加える。

（事業費上昇事業適応計画の変更等）

第二十一条の二十三の三　前条第一項の認定を受けた者（当該認定に係る事業費上昇事業適応計画に従って設立された法人を含む。以下「認定事業費上昇事業適応事業者」という。）は、当該認定に係る事業費上昇事業適応計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2　主務大臣は、認定事業費上昇事業適応事業者が当該認定に係る事業費上昇事業適応計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業費上昇事業適応計画」という。）に従って事業費上昇事業適応のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　主務大臣は、認定事業費上昇事業適応計画が前条第五項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定事業費上昇事業適応事業者に対して、当該認定事業費上昇事業適応計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4　主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5　前条第五項から第十二項までの規定は第一項の認定について、同条第十一項の規定は第二項又は第三項の規定による認定の取消しについて準用する。

（社債管理者の設置に関する特例）

第二十一条の二十三の四　認定事業費上昇事業適応事業者が、認定事業費上昇事業適応計画（第二十一条の二十三の二第四項第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。）に従って行う事業費上昇事業適応のための措置のうち生産性向上設備等の導入を行うのに必要な資金を調達するために社債を発行する場合においては、当該認定事業費上昇事業適応事業者については、会社法第七百二条本文の規定は、適用しない。この場合において、同法第七百十四条の二中「第七百二条ただし書」とあるのは、「第七百二条ただし書又は産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の二十三の四」とする。

（地域経済牽引事業促進法の特例）

第二十一条の二十三の五　認定事業費上昇事業適応事業者が第二十一条の二十三の二第十項の規定による通知があった土地において地域経済牽引事業用地整備に係る認定事業費上昇事業適応措置を行おうとする場合における承認地域経済牽引事業用地整備者（地域経済牽引事業促進法第十二条の三第一項に規定する承認地域経済牽引事業用地整備者をいう。）に対する地域経済牽引事業促進法第十二条の二第二項第四号の規定の適用については、同号中「承認地域経済牽引事業」とあるのは、「承認地域経済牽引事業又は産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の二十三の二第十項に規定する地域経済牽引事業用地整備に係る認定事業費上昇事業適応措置」とする。